詐欺罪②
—複数人の関与—

穴沢 大輔 Anazawa Daisuke 明治学院大学法学部消費情報環境法学科教授
専門は刑法、中でも主に財産犯罪・経済犯罪を研究。「入門経済刑法」(共著)など執筆。
消費生活アドバイザー。東京都医学総合研究所人対象研究倫理審査委員会外部委員

今回は主に詐欺の被害者(多くは高齢者)側の視点から、詐欺罪という犯罪について考えてみました。今回は、反対に、加害者側の視点から考えてみたいと思います。特殊詐欺が問題とされるケースでは、詐欺集団(複数人)の中で役割を分担しながらだまして金銭を奪いますが、これらの者は、刑法上、詐欺罪の共同正犯(刑法246条、60条)として処罰されます(本講座第1回参照)。

特殊詐欺への関与

ただ、このような集団においても、末端で関与する者はそもそも集団に始めから関与しているのではなく、募集されて関与したり、内容がよく分からずに関与させられたりします。「闇バイト」という言葉はそれを端的に示すものといえるでしょう*1。

「これに応募するのは若者であり、巻き込まれた被害者だから処罰を控えるべきだ」。こうした声は重要ですが、まずは事例を基に、刑法学で議論されている問題について最高裁がどのように判断したのか、概観しておきます(Yは20歳代前半の若者を想像してください)。

積極的に特殊詐欺に関与していない事例

事例1 Xは、不特定の高齢者をだまして誤信させて、現金を送付させていた。Yは、Xから「別人として荷物を受け取って、それをバイク便に渡してほしい。高額報酬を支払う」と伝えられ、これを承諾し、実行した。Yが荷物の中身についてXに尋ねたところ、「書類関係だ」と伝えられた。

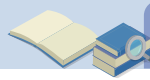
確かに、**事例1**のYはXにだまされた被害者ともいえます。ただ、Yは自分の名前の荷物を受け取るのではなく、また、高額報酬でバイク便に渡すという「犯罪」かもしれないと考えられることを自ら引き受けています。その意味では、完全に被害者とは言い切れないでしょう。

皆さんもお気づきと思いますが、ここでの問題は、Yが積極的に「詐欺」だと認識・理解しながら特殊詐欺に関与していないことにあります。大学1年次の入門科目でこの問題を伝えると、「『犯罪』と分かって関与したのだからYには故意があり、処罰されるべき」という解答が多いです。では、最高裁は類似事案でどのように判断したのでしょうか。

被告人(Y)は、「自宅に配達される荷物を名宛人になりすまして受け取り、直ちに回収役に渡す仕事を複数回繰り返し、多額の報酬を受領している。以上の事実だけでも、Xが依頼した仕事が、詐欺等の犯罪に基づいて送付された荷物を受け取るものであることを十分に想起させるものであり、被告人は自己の行為が詐欺に当たる可能性を認識していたことを強く推認させる」「被告人は自己の行為が詐欺に当たるかもしれないと認識しながら荷物を受領したと認められ、詐欺の故意に欠けるころはなく、共犯者らとの共謀も認められる」

このように最高裁は、被告人(Y)に詐欺罪の故意を認め、Xと共謀して詐欺を実行したと評価したのです(最高裁平成30年12月14日判決)。この判断には議論がありますが、ここで知っておいていただきたいのは、「何らかの犯罪」の故意ではなく「詐欺罪」の故意が認められた、ということです。本講座の第1回に故意の

*1 警察庁ウェブサイト <https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/hanzaishaboshu.html>



話をしましたが、故意とは犯罪事実の認識を踏まえたものであり、そこでは「〇〇罪」の内容を意識することが必要です。この事案で最高裁はさらに、「荷物の中身が詐欺の被害品である可能性を認識していたという趣旨の供述」があったことも指摘しています。詐欺罪が成立するためにはその条文内容を認識する故意が必要で、**事例1**のYにもそれは認められ、処罰される可能性が高いといえます。

欺罔行為^{まも}に関与せずとも詐欺罪により処罰された事例

事例2 Xは、Aをだまして誤信させて、偽の市の職員がA宅に向かうので現金を渡すように伝えた。Yは、XがAを誤信させた後に、SNSを通じてXと知り合い、高額報酬のために偽の職員としてA宅でAから現金を受け取るように頼まれ、これを実行したが、受け取りに失敗して逮捕された。

事例1と比べて、**事例2**のYは処罰されるべきと感じられたのではないのでしょうか。確かに、今回のYはXのしたことをすべて認識し、それに積極的に関与しているといえます。最高裁も、類似の事案で、「被告人(Y:筆者注)が共犯者ら(X:筆者注)と共謀の上被害者から現金をだまし取ろうとしたとして、共犯者による欺罔行為の点も含めて詐欺未遂罪の共同正犯の成立を認め」ました(最高裁平成29年12月11日決定。詐欺未遂罪の成立については、本講座第2回参照)。

「処罰されるのならば、何も問題はないのでは」と感じられた人が多いと思いますが、なぜ最高裁は、あえて、「共犯者による欺罔行為の点も含めて」と述べたのでしょうか。それは、ここに問題があると考えられるからなのです。つまり、YはXの欺罔行為の時点ではまったく関与していないにもかかわらず、自己が関与していない欺罔行為に対する責任をも負うべきと評価され、だましてから物や利益を奪う詐欺罪により処罰されたのです。

これには奥深い議論があります(「承継的共犯」という論点が主です)が、最高裁は「共犯者

らと共謀の上、本件詐欺を完遂する上で本件欺罔行為と一体のものとして予定されていた本件受領行為に関与」したことからYに詐欺未遂罪の成立を認めました。

組織的犯罪処罰法

「複数人の関与が、共同正犯以上に組織的である」となりますと、組織的詐欺罪として重い処罰が予定されます。すなわち、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下、組織的犯罪処罰法)3条は、詐欺「行為が、団体の活動(団体の意思決定に基づく行為であって、その効果又はこれによる利益が当該団体に帰属するものをいう。以下同じ)として、当該罪(ここでは詐欺:筆者注)に当たる行為を実行するための組織により行われた」場合に、1年以上の拘禁刑が科され得ることになります(同法同条13号)。通常詐欺罪は10年以下の拘禁刑であるのに対し、それは20年以下となり(刑法12条)、重く罰せられます。

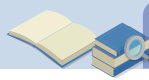
組織的詐欺罪について、次の事例で少し考えてみましょう。

組織的詐欺罪が認められた事例

事例3 リゾート施設会員組織の運営、管理、会員権の管理、販売及び各種観光地の開発、企画などを業務目的とするA社の実質オーナーとして、業務全般を統括掌理していた被告人が、同社の役員及び従業員らと共謀のうえ、会員制リゾートクラブの施設利用預託金及び施設利用料名目で、200人の被害者から約4億円の金銭を詐取した。

相談員の皆さんにはなじみがある事例だと思えますが、組織的犯罪処罰法にいう「団体」とは、「共同の目的を有する多数人の継続的結合体」を意味しますので、このA社は「団体」に該当します。そして、詐欺が「詐欺行為を実行するための組織」により行われていれば、組織的詐欺罪がそれを犯した者に成立します。

実際の裁判では、詐欺の故意と団体の活動として組織により行われたか、が争われましたが、



結論として、両者が肯定され、被告人は組織的詐欺罪により処罰されました(懲役18年)。後者について、弁護人は、団体の「構成員全員の意思が結合することで、犯罪組織を形成する必要」があり、本件ではそれがない者もいたと主張しましたが、最高裁は、「Aの主要な構成員」がそうした営業活動を認識して続けていればそれで足り、「上記組織が、元々は詐欺罪に当たる行為を実行するための組織でなかったから」といって、また、上記組織の中に詐欺行為に加担している認識のない営業員や電話勧誘員がいたからといって、別異に解すべき理由はない」としてそれを排斥しました(最高裁平成27年9月15日決定)。

いわゆる利殖勧誘商法で詐欺罪の成立があり得る(本講座第2回参照)とき、それが団体として組織的になされる場合には重い処罰が予定されています。最高裁は、同じ決定で、「組織的」犯罪が重く処罰される理由を次のように説明しています。そうした犯罪は「継続性や計画性が高度であり、多数人が統一された意思の下に、指揮命令に基づき、あらかじめ定められた任務分担に従って一体として犯罪を実行する」という点で、その目的実現の可能性が著しく高く、また、重大な結果を生じやすいなど、特に違法性が高い」と。もっとも、これが詐欺でいえば、通常の詐欺罪の2倍の法定刑を導く根拠になり得るか、については議論のあるところです。

組織的犯罪処罰法における犯罪収益の扱い

この組織的犯罪処罰法は、被告人の重い処罰とともに、犯罪収益(≒被害財産)の扱いについても詳細な規定を設けているのもその特徴です。紙幅の都合で詳しくは述べられませんが、マネーロンダリングを処罰しているのもこの法律です(同法9条～11条)。犯罪収益を犯罪団体に帰属させないことは非常に重要なことです(同法1条)。

詐欺罪の被害財産の回復制度

ここで皆さんにとって重要と思われるのは、こうした大規模な被害が生ずる詐欺罪の被害財産の回復制度もこの法律に規定されていることです(2006[平成18]年の同法改正による)。最後にそれを確認しておきましょう。

条文構造は複雑なので関心のある人は拙稿^{*2}で確認していただきたいですが、結論を述べますと、詐欺を含む財産に対する罪など一定の犯罪については、「団体の活動として組織により行われた」もの、「被害の回復に関し、犯人に対する損害賠償請求権その他の請求権の行使が困難であると認められる」場合、「犯罪被害財産について、その取得若しくは処分若しくは発生の原因につき事実を仮装し、又は当該犯罪被害財産を隠匿する行為が行われたとき」など(同法13条3項各号)では、奪われた財産を被害者の被害回復に充てることができるようになっていきます(同法18条の2)。

ここでは、国が犯罪被害財産を没収や追徴できることが前提となっています(同法13条3項、16条2項)。没収とは、刑罰の一種(付加刑[刑法9条])であり、物の所有権を剥奪して^{はくたつ}国庫に帰属させる刑罰です(追徴とは、没収ができないときにその価額を支払わせるものです)。ここでも刑法上の刑罰制度が活用されながら、国家の活動を通じて被害回復がなされています。

その方法については、法務省や検察庁のウェブサイト^{*3}で確認できますが、2021年中に被害回復給付金支給手続の開始決定が行われたのは12件であり、開始決定時における給付資金総額は約1億4260万円であったとされています。

今回は、ネット犯罪における財産の保護について考えてみたいと思います。

*2 「組織的犯罪処罰法と犯罪被害財産の回復」『明治学院大学法学研究』114号(2023)105ページ以下参照

*3 法務省ウェブサイト https://www.moj.go.jp/keiji/keiji_keiji36-2.html
検察庁ウェブサイト <https://www.kensatsu.go.jp/higaikaihuku/>